

## 稲城市告示第 45 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納事務を委託したので、同条第2項及び稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第36条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和8年4月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

### 1 委託した公金事務に係る歳入の内容

- (1) 行政財産使用料
- (2) 地域振興プラザ施設使用料
- (3) 公衆電話基本手数料
- (4) 市民用電子複写機利用料金収入
- (5) 行政財産使用に伴う電気料
- (6) 印刷機利用料金収入
- (7) 地域振興プラザ維持管理費等負担金

### 2 指定公金事務取扱者として指定した者

東京都稲城市東長沼 2112 番地の 1 稲城市地域振興プラザ内  
特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ

### 3 指定した日

令和8年4月1日

### 4 委託期間

令和8年4年1日から令和13年3月31日まで